

区域計画の認定について

平成 27 年 3 月 19 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 東京圏 区域会議【3月5日申請】

(1) 「外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置」

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」を、4月1日に、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

(2) 「都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例」

東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、都有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するに際し、また、森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するに際し、当該事業に係る都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。

(3) 「エリアマネジメントに係る道路法の特例」

大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線において、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 MICE 及び都市観光の推進を図る。

(4) 「保険外併用療養に関する特例」

公益財団法人がん研究会、順天堂大学医学部附属順天堂医院及び東京医科歯科大学が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

(5) 「病床規制に係る医療法の特例」

慶應義塾大学病院が、クローン病や膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 18 床を整備する。

順天堂大学医学部附属順天堂医院が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。

2. 関西圏 区域会議【3月12日申請】

(1) 「エリアマネジメントに係る道路法の特例」

一般社団法人グランフロント大阪 TMO が、道路法の特例を活用し、グランフロント大阪内の道路空間において、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

(2) 「歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例」

一般社団法人ノオトが、篠山市城下町地区等において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

(3) 「iPS 細胞由来の血小板製剤供給事業に係る課税の特例」

株式会社メガカリオンが、安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒト iPS 細胞から、血小板の元となる細胞を経て、高品質の血小板を大量生産する方法につき、課税の特例措置を活用し、研究開発を行う。

区域計画の変更内容（東京圏）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、所有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙1～3のとおり決定又は変更する。【平成27年10月に着工予定】

- ・東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区） 別紙1
- ・東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙2
- ・東京都市計画道路港歩行者専用道第8号線 別紙3

※別紙省略

- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙4のとおり変更する。

【平成28年1月に着工予定】

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区） 別紙4

※別紙省略

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添1のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる)

※別添省略

(4) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

④ 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）

(例) 大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など

⑤ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）

(例) 呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など

⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学（東京都文京区）

(例) 全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関節リウマチに対するリツキシマブ療法など

(5) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

⑤ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、クローン病や膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 18 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】

⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。【平成 28 年度中に実施】

4 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置
内容：

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【4月1日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）本部7階（アーク森ビル：東京都港区赤坂1-12-32）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・事務責任者（1名）は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
 - ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認められる職員又は専門家を各省庁（日本年金機構など各省庁所管法人含む）及び東京都が配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

 - ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
 - ・センターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
 - ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送
 - ・セミナーの開催によるセンターの取組の広報 等
- v) その他：センターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時30分から午後5時30分までとする。（但し、企業の需要等を踏まえたサービス提供体制を構築する観点から、半年後に、必要に応じ、運営委員会において、この規定を見直

すこととする。)

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

区域計画の変更内容（関西圏）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

一般社団法人グランフロント大阪 TMO が、道路法の特例を活用し、グランフロント大阪内の道路空間において、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙1に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第5条の施設等、別紙2に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第5条第1号、第2号及び第5号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。) ※別紙省略

(4) 名称：歴史的建築物利用宿泊事業

内容：歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

一般社団法人ノオト（兵庫県篠山市）が、篠山市城下町地区等において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

(5) 名称：iPS細胞由来の血小板製剤供給事業

内容：課税の特例措置活用事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例、iii) 固定資産税の課税標準の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒト iPS 細胞から、血小板の元となる細胞（巨核球マスター・セル）を経て、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 京都大学医学部附属病院内

c) 当該事業の実施期間 平成27年4月～平成32年4月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

iPS細胞由来の血小板製剤製造に係る研究開発用細胞培養装置一式 等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う iPS 細胞由来の血小板製剤の製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社メガカリオン（京都市左京区）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進が図られるとともに、まちなかのにぎわいの創出や古民家等の活用による都市の魅力向上を通じたイノベーションの推進が図られ、関西圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。